

知調二発第 90 号
平成26年10月6日

国土交通大臣
太田 昭宏 様

全国知事会
(公印省略)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の
推進に関する法律の一部を改正する法律案について

平成26年9月22日付け事務連絡で情報提供のあった「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」について、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 土砂災害警戒情報については、これまでも関係法令に則り、気象庁と都道府県が共同で発表し、市町村長への通知や一般への周知など適切に運用されてきたところである。
今回の法改正によりその位置付けを明らかにするのであれば、本来、都道府県のみならず気象庁の役割と責務も法に明確に規定すべきである。また、土砂災害警戒情報の一般への周知については、気象庁や都道府県が行う報道機関等を通じた周知に加えて、土砂災害警戒情報の通知を受けた市町村においても直ちに住民等に伝達することを本法に明記すべきである。
少なくとも土砂災害防止対策基本指針においては、気象庁及び市町村長の役割と責任を明確にし、土砂災害警戒情報を避難勧告や自主避難等につなげ、土砂災害から住民の生命・身体を守る実効あるしくみとすること。
- 2 都道府県が実施する基礎調査や特別警戒区域指定に伴う建築物の構造規制の対策費用など都道府県や住民の負担が大きいことから、必要な財政措置を講じること。
- 3 今後、法改正に伴い、政省令や土砂災害防止対策基本方針を定める際には、都道府県に対し速やかな情報提供を行うとともに、地方の意見が反映されるよう十分に配慮すること。